議案第２４号

小松島市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

小松島市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年小松島市条例第１７号）の一部を別紙のように改正する。

平成３１年３月４日提出

小松島市長　濱　田　保　徳

小松島市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小松島市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年小松島市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号。以下「基準省令」という。）第３条の４第２項に定める」を削り，同条第５項中「次」の次に「の各号」を加え，同項第６号及び第７号中「第６７条」の次に「第１項」を加え，同条第１１項中「随時対応型訪問介護看護事業所ごとに，」の次に「指定」を加える。

第９条ただし書中「，当該管理者は」を削る。

第１０条第２項中「には」を「は」に改める。

第１１条第２項第１号ア中「当該利用申込者又はその家族」を「受信者」に改める。

第１５条第２項中「（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）」を削る。

第３２条第２項，第３３条第２号及び第３７条第２項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」に改める。

第４４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」に改め，同条第２項第４号中「第２８条第１０項」を「第２８条第１１項」に改める。

第４６条第２項中「随時対応型訪問介護看護事業者は」の次に「，」を，「次」の次に「の各号」を加える。

第４９条第２項中「基準省令」を「指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）」に改める。

第５０条ただし書中「，当該管理者は」及び「第８５条第１項において同じ。」を削る。

第５１条第２項ただし書中「心身の情報等」を「心身の状況等の情報」に改める。

第５３条第１号及び第３号中「次条第１項に規定する」を削る。

第５６条第１項及び第２項並びに第５７条第２号中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に改める。

第６０条第１項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」に改め，同条第２項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加える。

第６１条の４０中「第１１条」を「第１２条」に改める。

第６４条第１項ただし書中「，当該管理者は」を削る。

第６７条第２項中「指定居宅介護支援」の次に「（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）」を加える。

第６８条第１項ただし書中「，当該管理者は」を削り，同条第２項中「規定する」の次に「厚生労働大臣が定める」を加える。

第７１条第２項中「共用型」の次に「指定」を加える。

第７５条第２号及び第８１条第１項中「認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第８４条第６項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加え，同条第７項中「（第１９３条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を削り，同条第８項中「指定看護小規模多機能型居宅介護従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め，同条第１０項ただし書中「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第８５条第１項ただし書中「，当該管理者は」を削る。

第８８条第２項第１号中「し得る」を「しうる」に改める。

第１００条第２項中「利用者又は」を「その者又は」に，「当該利用者」を「その者」に改める。

第１０２条第２号，第１０４条第１項及び第１０９条第１項中「小規模多

機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改める。

第１１２条第１項中「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」を「当該事業所」に改め，同条第６項中「基準省令第９０条第６項に定める」を削り，同条第１０項中「第９項」を「第１０項」に改める。

第１１３条第１項ただし書中「，当該管理者は」を削る。

第１２２条第２項中「利用者又は」を「その者又は」に，「当該利用者」を「その者」に改める。

第１２４条第２号中「介護」を削る。

第１２８条第２項中「指定認知症対応型共同生活介護事業者は，」の次に「指定」を加える。

第１２９条第１項中「介護従業者」を「従業者」に改め，同条第２項各号列記以外の部分中「次」の次に「の各号」を加える。

第１３３条ただし書中「，当該管理者は」を削る。

第１３５条第１項中「指定地域密着型特定施設従業者」を「従業者」に改める。

第１３８条第１項中「開始に際しては」の次に「，」を，「終了に際しては」の次に「，」を加える。

第１４１条第３項中「希望及び」を「希望，」に改める。

第１４８条第１項及び第２項並びに第１５０条第１項中「地域密着型特定施設従業者」を「従業者」に改める。

第１５３条第３項ただし書中「除き」の次に「，」を加え，同条第１３項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第１５４条第１項第８号中「（中廊下にあっては，１．８メートル以上）とすること。ただし，」を「とすること。ただし，中廊下の幅は，１．８メートル以上とすること。なお，」に改める。

第１５８条第３項第３号中「基準省令第１３６条第３項第３号に定める」を削り，同項第４号中「基準省令第１３６条第３項第４号に定める」を削り，同条第４項中「基準省令第１３６条第４項に定める」を削る。

第１６９条第３号中「当該入所者」を「その者」に改める。

第１７０条各号列記以外の部分並びに第１号及び第５号中「指定地域密着

型介護老人福祉施設の」を「施設の」に改める。

第１７３条第２項第４号中「基準省令第１５１条第２項第４号に定める」を削る。

第１８２条第１項第４号中「（中廊下にあっては，１．８メートル以上）とすること。ただし，」を「とすること。ただし，中廊下の幅は，１．８メートル以上とすること。なお，」に改める。

第１８３条第４項中「基準省令第１６１条第４項に定める」を削る。

第１８７条第２項中「入居者又は」を「その者又は」に，「当該入居者」を「その者」に改める。

第１８８条各号列記以外の部分並びに第１号及び第６号中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」を「施設の」に改める。

第１８９条第２項中「次」の次に「の各号」を加える。

第１９３条第１項中「当該居宅において行う」の次に「指定」を加え，同条第１４項中「ついては」を削る。

第１９４条第１項ただし書中「，当該管理者は」を削り，同条第３項中「として，」を「として」に改める。

第１９９条第８号中「多機能型居宅介護」の次に「事業者」を加え，同条第９号中「及び」の次に「第２０１条第１項に規定する」を加える。

第２０３条第１項中「看護小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。